

「令和4年度新潟市食品衛生監視指導計画(素案)」 に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

「令和4年度新潟市食品衛生監視指導計画(素案)」について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方をまとめましたので、結果を公表します。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約し掲載させていただきましたので、ご了承ください。

■意見募集期間

令和4年1月18日(火曜)～令和4年2月16日(水曜)

■結果公表日

令和4年4月1日(金曜)

■広報手段

- ・市ホームページに掲載
- ・市政情報室、食の安全推進課、各区役所、各出張所、中央図書館にて資料配布

■ご意見の提出状況、案の修正

- ・意見提出者数：3名(提出方法：郵送2、窓口へ持参1)
- ・意見数：13件
- ・案の修正：0件

■結果公表場所

結果は次の場所で閲覧できます。(閉庁日、休館日は除きます)

- ・市政情報室(市役所本館1階)
- ・食の安全推進課(総合保健医療センター 3階)
- ・各区役所(資料の設置場所は各区地域課・地域総務課へお問い合わせください)
- ・各出張所
- ・中央図書館(ほんぽーと)

■問い合わせ先

新潟市保健所食の安全推進課(総合保健医療センター 3階)

所在地：〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号

電話：025-212-8230 FAX：025-246-5673

電子メール：shokuanzen@city.niigata.lg.jp

「令和4年度新潟市食品衛生監視指導計画（素案）」に対する パブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する 市の考え方	案の 修正
1	全体	前年計画と違う所(変更して対応しようとしている所)を最後に参考として入れて頂くとより分かりやすくて良いと思います。	ご意見ありがとうございます。今後の資料作成の参考とさせていただきます。	無
2	食の安全性確保のための役割(1ページ)	当該ページの図に記載されるそれぞれの立場に期待され、支えていくべき目標などをわかりやすく示してもらいたい。	ご指摘いただいた内容につきましては、「新潟市食の安全基本方針(第3次改訂)」を参照してください。新潟市のホームページに掲載されておりますので、QRコードよりアクセスしてください。 	無
3	衛生管理の推進強化(3ページ)	HACCP導入が必要となった背景等を含め普及啓発にも力を入れてもらいたい。	ご指摘いただいているような事項も踏まえて監視指導を実施する予定となっております。	無
4	立入監視検査計画(5ページ)	オンライン指導では十分な監視指導が実施できないと思われるので、代替案等を検討してもらいたい。	ご指摘のとおり、オンラインによる監視指導には限界があるため、立入りの日程を延期するなど、必要に応じてフォローアップを行っております。	無
5	食中毒対策(6ページ)	記載されている項目以外にも目を向け、監視指導を充実させてほしい。	当市では、常に食品衛生に関する情報収集を行っており、記載されていなくとも、必要に応じて監視指導内容を拡充させております。	無
6	収去検査等の実施について(6ページ)	農畜産物等の残留農薬などの検査は、市内産を中心ではなく、流通実態を踏まえ国内産を含み幅広く対応する必要がある。	市外産の農産物については、その地域を所管する保健所が同様の検査を実施しているケースが多く、検査が重複してしまう可能性があることから、より効果的・効率的な検査を実施するために、現時点では市内産を中心に計画を立てております。	無
7	収去検査等の実施について(6ページ)	農畜産物等の残留農薬などの検査は、農薬だけでなくカドミウムや水銀などの有害物質についても幅広く実施する必要がある。	基準のある全ての食品を検査することが理想的です。しかし本市では、限られた中で、より効果的・効率的に収去検査を実施するために、違反の可能性が高いもの、違反した場合に重大な影響を及ぼすものを優先的に実施しています。	無

8	衛生環境 研究所（9 ページ）	当該機関で実施している検査 手法が科学的根拠に基づき信頼 性のある手段であるのわかり づらい。	当該機関における検査・試験につ いては、「新潟市食品衛生検査業務管理要 綱」に基づき、適正に管理されていま す。実施内容については、他の所管課 に信頼性確保部門を設置し、第三者の 視点から検査の妥当性確認や精度管理 の状況などの監査を行っております。	無
9	食品等の 検査（10 ページ）	このような検査が必要なこと は承知しているが、実施内容に正 当性があるか見えにくい。記録や 監査などを通して十分な信頼性 を確保してほしい。	収去検査を実施する際は、常に書面 や写真等による記録を残し、定期的 に信頼性確保部門による監査を受け ており、不備等が確認された場合に は是正指示に従い、改善措置を講 じています。	無
10	流通食品 の残留農 薬検査（1 0ページ）	野菜及びその加工品だけでなく、 米、大豆、麦なども含めて実施 する必要がある。	検査対象となる食品の種類につ きましては、その検査の必要性、 需要等を勘案し、ご指摘いただ いているような品目も含め、検 討しております。	無
11	食中毒な ど健康被 害発生時 の対応（1 3ページ）	食中毒など食品による健康被 害発生時の情報が広く市民に周 知・公開されることを望む。	被害の拡大防止に必要と判断され る情報に関しましては、報道機 関等を通じて迅速に情報発信す るとともに、市ホームページ等 でも情報提供を行っております。	無
12	自主衛生 管理体制 の強化（1 3ページ）	様々な立場からの要望に応え、 柔軟な姿勢で支援を行ってもら いたい。自由裁量を尊重し、不 必要な介入をせず、混乱を招 かないよう対応してもらいたい。 また、子ども食堂など社会貢 献を行っている施設が必要とし ている支援を十分に行ってもら いたい。	あくまで自主衛生管理ですので、 当市から必要以上に干渉するこ とはありません。21ページ【※ 22公衆衛生上必要な措置に係 る基準】の内容を踏まえ、営業 者が自ら衛生管理を推進する 上で重要と考えられることにつ いて必要な助言・指導を行っ ております。 子ども食堂等につきましては、 営業許可及び営業届出制度に よる規制の対象外ではありますが、 相談がある都度、食品衛生の 観点から可能な範囲で支援を 行っております。	無
13	職員の資 質の向上 （15ペ ージ）	資質向上の手段が妥当なもの であるか評価のために実施報 告や会議内容等の公開をして もらいたい。	資質向上を図る目的で職員が 参加した研修、会議等の内容 については、復命、伝達等の 機会を設け、庁内で正当に 評価されております。当該 内容の公開については、職務 の性質上、一部公開に適さ ない内容が含まれていること から慎重に判断させていただ いております。	無